

令和3年7月20日

会員各位

鎌倉市医師会 会長 山口 泰  
公衆衛生担当 理事 今井 一登

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの一部改正について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

公益社団法人 日本医師会常任理事

羽 鳥 裕

(公印省略)

「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の一部改定について

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策について、環境省の事務連絡等における留意事項等を取りまとめたものとして、過日「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」についてご連絡を差し上げております。(令和2年9月11日付(地305)にて貴会宛にご案内済み)

今般、同ガイドラインの一部改正がなされ、同省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より本会に対しても周知方依頼がありました。

主な改正点は、同感染症に関するこれまでの経緯や対応方針等のアップデート、変異株やワクチンに関する追記、消毒液にかかる追記などのほか、廃棄物の発生場所として従来の「①家庭及び事業所(②医療関係機関等及び③宿泊療養施設を除く)」、「②医療関係機関等」及び「③宿泊療養施設」に加えて、「④新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場」が追記されています。

なお、本ガイドラインでは、新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物であっても、通常の感染性廃棄物と取扱いは変わらず、法令基準や感染性廃棄物処理マニュアルに従うことや、その他の感染性廃棄物と区別して排出することは不要であること等が示されており、取り扱いに変更はありません。

追って、改定版のガイドラインは、環境省 HP の下記 URL からご覧いただけますのでご参照下さい。

- ◆廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和3年6月一部改定)

<https://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf>

